

## 可視化時代の到来と刑事弁護の実践

取調べの可視化実現大阪本部 副本部長 小坂井 久

**1** 今、被疑者国選で初回接見をするとき、まずは、警察の弁解録取、そして、検察の弁解録取で録画がなされたかどうか確認しなければなりません。そういう時代になりました。

もとより、取調べの初期段階で、録画がなされていようがまいが、**弁護人になったとき、原則的に直ちに可視化申入れすべきことには変わりはありません。**が、当初の段階から可視化される時代になっていること、さらに、申入れに伴って可視化が現実になされうること、そういう時代になっていることを十分認識しておく必要があります。

そして、弁解録取段階の録画が確認されたときは、その段階の供述内容などをより一層具さに確認しておくべきこととなります。そのような聴取をしたうえで、事案の性質と構造に鑑み、かつ、被疑者の特性に応じて、黙秘することをも含め、また、「リカバリー」供述を要するか否かなど、供述をすれば何時どのようにするかを的確に判断しつつ、アドバイスしていくこととなります。**まさにリアルに弁護実践が問われているのです。**

**2** 検察については、弁護人は今後、2014年6月16日付依命通知の内容を熟知したうえで、対応していかなければなりません。2014年依命通知は、同年10月1日より既に施行されているものであって、従来、試行されていた、①裁判員裁判対象事件、②知的障がい、③精神障がい、④独自捜査、の4類型が本格実施となりました（①と併合関係となる事件は、この本格実施類型となります－上記依命通知・別添1）。

これらの類型以外で、録画されていることが確認されれば、それは、本格実施以外の試行拡大の対象として新たに試行されているケースとみることが出来ます。拡大試行のどの規準によるか、上記依命

通知（別添2）に照らし、判断していかなければなりません。

本格実施は「遺漏なく行われるよう配慮願います」とされ、原則録画・例外事由という建付けですが、他方、試行については、「試行対象事件に該当すると認められた場合には積極的に実施願います」とされていて、原則と例外という建付けではありません。これら依命通知の文言の何処に合致し（あるいは、合致しないとされているのか）、的確に判断していくべきでしょう。いずれにせよ、**可視化申入れによって、「全過程」実現を果たしていくことができる状況なのです。**

**3** 警察の場合、現段階の運用では、①裁判員裁判対象事件、②知的障がいの者の事件、の2つの対象類型しか考えられていません。もっとも、①のバリエーションとしては、これと併合関係に立ちうる事件というのがあります（殺人や傷害致死事件を視野に入れた死体遺棄事件が代表的なものです）。

逆にいいますと、警察が現段階の運用にあって、上記2類型以外を対象とすることは、考えにくいわけですが、また、上記2類型であっても「全過程」行うとの方針は未だ全く明確化されたことがありませんから、まずは、部分録画にとどまると認識すべきでしょう。もっとも、「全過程」の実例自体は、増えつつあるとみられますので、その意味で、身体拘束下であるとはいえ、警察・検察を通じての「全過程」ケース、すなわち、可視化実現事案が現存するに至っていることは事実です（まさに可視化時代の到来です）。

また、警察は、現段階では、上記2類型であっても、一定の性犯罪等に係る取調べは録画による記録化についてプライバシー侵害になるとして、これを全て対象外とする方針を打ち出すなどしています

(露木康浩「警察における取調べの録音・録画の運用と課題」刑事法ジャーナル42号-2014年-29頁は、その旨明言しています)。そのことも認識しておく必要があるでしょう。**ここでも「全過程」申入れが重要なのです。**

**4** これらの動きはいうまでもなく、2015年に「可視化法案」が成立することと連動しています。ただ、法律自体、全過程原則を伴いつつも、裁判員裁判対象事件と検察官独自捜査事件に、まずは限定されて制度化され発効することは確かです。また、その施行まで相当の時間が設定されるともいわれています。そして、その後「見直し」がなされることとなります。

そういう展望ですから、可視化時代は今後も相当の年数の時間幅をもって進行し発展していくこととなります。**この動向にきっちり対応出来る弁護態勢を構築しなければなりません。それは急務なのです。**

まず今は、上述したとおり、依命通知による運用がなされるからこそ、可視化申入れが、極めて重要な弁護実践になっているといえるでしょう。なぜなら、依命通知は「全過程を含む」とはされているものの、全過程を当然の原則とするものではなく、限定された録画になる危険を常に孕むからです。**これを突破して「全過程」を実現させねばなりません。**そして、拡大試行ケースについては、まさに申入れが試行の趣旨にもとづく「的確な立証」を予告する措置となり、試行対象とせざるをえないことを浮かびあがらせねばなりません。

さらに、**検察について依命通知の示したところによって可視化申入れをしていることを警察にも告知し、**

**録画を伴わない警察での取調べが、最早公判での証拠としての適格性を欠くことを予め告知しておかねばなりません (これに伴い、警察段階での「全過程」も広範化していくはずです)。**

**5** 可視化時代が到来しています。2015年は現実「可視化元年」になります。**「全過程」の申入れが、現実には有意義であるときがきているのです。それは弁護実践の質そのものが一層問われる時代であることを意味します。**

私たちは、この捜査段階による申入れに伴って、その後の公判前整理手続における予定主張明示や弁護側立証(反証)をイメージしていくこととなります。また、同時に取調べメモなどの主張関連証拠開示請求も想定しておくべきでしょう。捜査段階から、公判における主張立証へと結びつけて考えるべきテーマとして可視化が存在しているといえます(これを核として、事案のケースセオリーそれ自体を考えていくことにもなるでしょう)。

申入れたにもかかわらず、録画が全くなされなかったり、一部しかなされなかったとき、それに反して、供述録取書が作成され、それが公判で証拠申請されたとき、どう対応するのでしょうか。これをシミュレーションしてみましょう。また、供述録取書や供述書は作成されていないが、一部録画記録媒体が実質証拠として証拠申請されたとき、どうするのでしょうか。これも、具体的に想定してみましょう。

繰り返します。**可視化時代の到来は、弁護実践の質が一層問われる時代が来ていることにほかなりません。**

### 取調べの録音・録画の実施等について(依命通知—2014年6月16日付 最高検察庁)

これまで、裁判員裁判対象事件、知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に係る事件、精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者に係る事件及び検察独自捜査事件において、身柄拘束中の被疑者に対し取調べの録音・録画の試行を行ってきたところ、本年9月30日をもって当該試行を終

了し、翌10月1日から、別添1「取調べの録音・録画の対象事件等」及び別添3「取調べの録音・録画の実施要領」(略)により、取調べの録音・録画を実施することとしたので、遺漏なく行われるよう配意願います。

また、同日から、①上記試行対象事件以外の身柄事件の被疑者、②被害者・参考人について、

別添2「取調べの録音・録画の試行指針」及び別添3「取調べの録音・録画の実施要領」(略)により、取調べの録音・録画の試行を行うこととしたので、各庁の判断により試行対象事件に該当すると認める場合には、積極的に実施願います。

なお、最高検察庁においては、これらの実施等の実情を把握して随時検討を加え、必要に応じて録音・録画の運用方針の改訂その他の適切な措置を講ずるため、実施等の状況の報告を求めるとしてありますので、留意願います。

別添1

## 取調べの録音・録画の対象事件等

### 第1 実施対象事件

#### 1 以下に該当する全ての身柄事件において、取調べの録音・録画を行う。

- (1) 裁判員裁判対象事件(弁論の併合により裁判員裁判で審理される見込みのある裁判員裁判非対象事件を含む。)
- (2) 知的障害を有する被疑者で、言語によるコミュニケーションの能力に問題がある者、又は取調官に対する迎合性や被誘導性が高いと認められる者に係る事件
- (3) 精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者に係る事件
- (4) 独自捜査事件(検察官が直接告訴・告発を受け又は自ら認知して捜査を行う事件(国税局、証券取引等監視委員会、公正取引委員会等による告発に基づいて捜査を行う事件を含む。))であって、当該事件について検察官が被疑者を逮捕した事件

#### 2 個々の取調べについて、以下に該当する事情がある場合には、取調べの全部又は一部について録音・録画を行わなくてもよいこととする。

- (1) 1(1)に該当する事件(1(2)ないし(4)のいずれかにも該当する事件を除く。)については、裁判員裁判対象事件としての公判請求が見込まれない場合  
1(2)又は(4)に該当する事件(1(3)にも該当する事件を除く。)については、公判請求が見込まれない場合  
1(3)に該当する事件については、責任能力以外の事情により公判請求が見込まれない場合

#### い場合

- (2) 取調べに關与する通訳人の協力が得られない場合、録音・録画を行うことが時間的・物理的に困難である場合等、録音・録画を行うことに障害がある場合
- (3) 下記アないしウのいずれかの事情が存在し、録音・録画を行い又は継続すれば、被疑者が十分に供述をすることができず、取調べの真相解明機能が害される具体的なおそれがあると認められる場合  
ア 被疑者が録音・録画を拒否していること  
イ 組織犯罪や共犯事件等において、報復のおそれや関係者への配慮等から、録音・録画下で被疑者が組織や共犯者等に関して十分な供述をすることが困難であると認められること  
ウ ア、イのほか、不安、緊張、羞恥心等から、録音・録画下で被疑者が十分な供述をすることが困難であると認められること
- (4) 関係者の身体、名誉、プライバシー等の保護やその協力確保に支障を生じるおそれがある場合その他録音・録画を行うことが不適當であると認められる場合
- (5) 事案の内容、証拠関係、被疑者の供述態度・内容、録音・録画実施の経過、予定される取調べの内容等を考慮し、録音・録画を行う必要が認められない場合

## 第2 留意点

- 1 録音・録画を行うに当たっては、取調べの適正を確保しつつ、事案の真相を解明することを念頭に置き、供述の任意性や信用性等に関する立証責任を的確に果たし、適正な処分や裁判を実現する上で、取調べ状況を客観的に記録することの重要性を意識し、検察官による取調べの全過程の録音・録画を含め、できる限り広範囲な録音・録画を行うこととする。
- 2 録音・録画に係る取調べにおいては、被疑者が自由に供述を尽くすことができるようにし、被疑者が供述を尽くしていないのに、検察官が一方的に取調べを終了することのない

ようにするとともに、当該取調べの最後に改めて取調べの状況等について自由に供述する機会を与えるものとする。

- 3 取調べの録音・録画の要否及び取調べのどの部分について録音・録画を行うかの判断に当たっては、捜査の流動性等も考慮しつつ、必要に応じ、部長又は副部長（非部制庁にあっては次席検事）に対し、上記判断の理由について報告するものとする。

また、共同捜査事件等、捜査主任検察官と取調べ担当検察官が異なる事件においては、上記のほか、捜査主任検察官において取調べ担当検察官と十分協議した上で、適切な判断をするように努める。

別添2

## 取調べの録音・録画の試行指針

### 第1 試行の趣旨

近時の実務において、取調べ状況の立証のために最も適した証拠は取調べを録音・録画した記録媒体であると認識され、捜査段階における供述の任意性・信用性等をめぐって争いが生じた場合に、同記録媒体による的確な立証が求められること等に鑑み、公判立証に責任を負う検察官として、そのような立証ができるようになるため、取調べの真相解明機能を損なわないよう留意しつつ、当該供述者の取調べの録音・録画を行うものとする。

### 第2 試行対象事件

- 1 公判請求が見込まれる身柄事件であって、事案の内容や証拠関係等に照らし被疑者の供述が立証上重要であるもの、証拠関係や供述状況等に照らし被疑者の取調べ状況をめぐって争いが生じる可能性があるものなど、被疑者の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件
- 2 公判請求が見込まれる事件であって、被害者・参考人の供述が立証の中核となることが

見込まれるなどの個々の事情により、被害者・参考人の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件

### 第3 留意点

- 1 任意性・信用性等の的確な立証に資するよう、事案に応じて、取調べの全過程の録音・録画を含め、様々な録音・録画を試みるものとする。
- 2 個々の取調べについて、以下に該当する事情がある場合には、録音・録画を行わないものとする。
  - (1) 録音・録画を行えば、供述者が十分に供述をすることができず、取調べの真相解明機能が害される具体的なおそれがあると認められる場合
  - (2) 関係者の身体、名誉、プライバシー等の保護やその協力確保に支障を生じるおそれがある場合その他録音・録画を行うことが不相当であると認められる場合
- 3 被疑者の録音・録画に係る取調べにおいては、被疑者が自由に供述を尽くすことができ

るようにし、被疑者が供述を尽くしていないのに、検察官が一方的に取調べを終了することのないようにするとともに、当該取調べの最後に改めて取調べの状況等について自由に供述する機会を与えるものとする。

- 4 取調べの録音・録画の要否及び取調べのどの部分について録音・録画を行うかの判断に当たっては、捜査の流動性等も考慮しつつ、必要に応じ、部長又は副部長（非部制庁にあっては次席検事）に対し、上記判断の理由について報告するものとする。

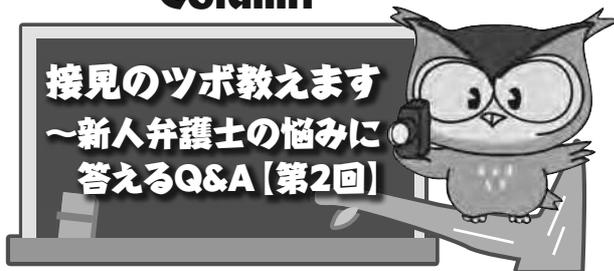
また、共同捜査事件等、捜査主任検察官と

取調べ担当検察官が異なる事件においては、上記のほか、捜査主任検察官において取調べ担当検察官と十分協議した上で、適切な判断をするように努める。

- 5 警察から送致又は送付された事件における取調べの録音・録画の実施については、その旨を警察に連絡するなど、警察と緊密な連携を図るものとする。
- 6 各地方検察庁は、試行対象事件該当性に疑義がある場合には、必要に応じて、最高検察庁に協議する。

## Column

### 接見のツボ教えます ～新人弁護士の悩みに 答えるQ&A【第2回】



取調べの可視化実現大阪本部 事務局次長 水谷恭史

**Q** 万引きで逮捕された被疑者が「現行犯逮捕されたので着替えも持っていない。留置施設にあるものを借りて着ているが、寒くて仕方ない。いくら洗ってあるとはいえ、誰が着たかわからない下着もちょっと…。鍵を宅下げるから、自宅に行ってジャンパーと下着を取ってきてほしい」と頼まれました。被疑者の自宅に入るのには抵抗があるのですが、どうしたらよいですか。

**A** お金、衣類、文具や本の差入れなど、勾留中の生活支援は、身内や親しい知人をお願いするのが原則です。しかし、協力してくれる知人がいなかったり、地元から遠く離れた地域で拘束されたりして支援者を確保できないときもあります。被疑者がお金を持っているなら、リーズナブルなお店で必要最低限の下着や防寒着を買って差し入れてあげたら良いでしょう。面倒でも、預り証と引換えに必要な最小限の

お金を預かり、「弁護人の服を選ぶセンスに一切異議を述べません」と宣言してもらっておくと、後でトラブルになりにくいです。精算でもめる原因になりかねないので、お金の貸し借りや立替払いは避けましょう。

どうしても自宅から衣類を取ってこなければならぬ場合の裏技。おおっぴらにはいえませんが、警察官が自宅の捜索に被疑者を立ち合わせ、捜索終了後、多少の衣類の持帰りを許すこともあるようです。利益誘導につながりかねないので、弁護人が勧めるべき方法ではありませんが…。どうしてもあなたしか行く人がいないなら、被疑事実に気をつけなければなりません。財産犯の場合、自宅に保管されていた物が、余罪の証拠である盗品かもしれません。証拠隠滅を疑われて痛くもない腹を探られないよう、あらかじめ捜査主任に連絡して、自宅の捜索予定があるかどうか、既の実施済みであるかどうか確認しましょう。知らずに証拠を持ち出すことのないよう、持ち出す予定の物を特定し、警察官にあらかじめ伝えておくとか、自宅に立ち入る際、警察官の立会いを求めるなどの工夫が必要です。

トラブルの可能性を考え出すと、結局何もしないのが一番ということにもなりかねません。しかし、拘束された被疑者の外部交通や生活の支援も、弁護人の大切な仕事です。これ以上の要求はダメ、という一線は引きつつ、工夫を凝らして柔軟に対処することが重要です。